豊中市緑と食品のリサイクルプラザ十壌改良材「豊肥(とよっぴー)」活用要綱

(目 的)

- **第1条** 本要綱は、循環型社会の形成を推進するため「豊中市緑と食品のリサイクルプラザ」で製造する 土壌改良材「豊肥(とよっぴー)」の有効的かつ効果的な活用方法などを定めることを目的とする。 (活用方法)
- 第2条 活用方法は、別表1の図に基づき次のとおりとする。
 - (1)循環型社会形成推進活動の活用
 - ①食の循環活動(協力農家、豊中市農業経営者協議会研究部会など)
 - ②市施設での利用
 - ③環境学習教材用
 - ④花いっぱい運動
 - ⑤啓発イベントなど
 - (2)循環型社会形成推進活動以外の活用(個人使用など)
 - 2 前項(1)の活用については無料配布(次条第2項の場合を除く。)とし、前項(2)の活用については有料頒布とし、頒布額については、別表2のとおりとする。

(配布・頒布量)

- **第3条** 計画的に配布・頒布が行えるよう、前条第1項(1)の項目ごとに年間の配布・頒布を「緑と食品の リサイクルプラザ推進連絡会」(以下「推進連絡会」という。)で協議し、定めるものとする。この場 合において、計画した配布・頒布について、特に変更の必要が生じたときは、推進連絡会でその都度 協議し、定めることができる。
 - 2 前項で計画した配布・頒布(同項後段で定められた場合を含む。)を超えて配布・頒布の希望がある場合は有料とする。その場合の頒布額は、別表2のとおりとする。

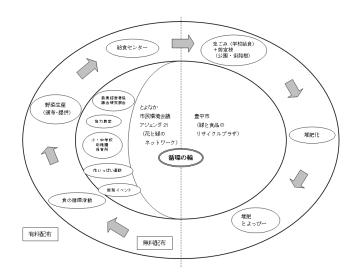
(その他)

第4条 本要綱で定めのない事項については、「推進連絡会」で協議のうえ、環境部長が定めるものとする。

附 則この要綱は、平成15年(2003年)4月1日から施行する。附 則この要綱は、平成18年(2006年)4月1日から施行する。附 則この要綱は、平成19年(2007年)5月1日から施行する。附 則この要綱は、平成21年(2009年)5月1日から施行する。附 則この要綱は、平成24年(2012年)4月2日から施行する。附 則この要綱は、令和元年(2019年)10月1日から施行する。附 則この要綱は、令和5年(2023年)10月1日から施行する。



別表1



別表2

頒布方法	容	量	頒布価格
定期頒布	1袋 10 🖫	(約 3kg)	200円
定期頒布	1袋 35 👯	(約 10kg)	300円
出張頒布	1袋 35 👯	(約 10kg)	400円

35 パル頒布については可能な限りマイバック (購入者が堆肥袋を用意)活用とする。